

## 成長志向型税制の実現に関する緊急（重点）要望

### ～ 異次元の法人減税による成長力強化を ～

大阪商工会議所

経済のグローバル競争が激しさを増す中、政府・与党が成長戦略具体化の柱として、国内投資促進に照準を合わせた法人減税を検討していることを歓迎する。

この際、わが国の立地環境を大きく転換させ、企業が国内投資の再開・拡大を確信できる異次元の成長志向型税制の実現が肝要である。

すなわち、企業は新規投資の立地選択において税負担を重視しており、国内投資拡大のためには、法人実効税率の早期引き下げなど法人税体系全体を抜本的に見直し、アジア諸国との競争条件を揃えることが不可欠である。そのうえで、設備投資・研究開発などを強力に後押しする成長投資促進策との両輪による攻めの税制を構築すべきである。また、国家戦略特区を経済再興の起爆剤とするため、国内外から投資を呼び込む、大胆なインセンティブを講じる必要がある。

かかる観点から、成長戦略推進の焦点となる税制支援措置の検討にあたっては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

#### **I. 法人実効税率のアジア諸国並みへの早期引き下げ**

企業とりわけ製造業の立地選択において税負担の重要性が増している。諸外国では法人税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（現行：38.0%/平成27年度以降：35.6%）と、主な競争相手国であるアジア諸国（アジア平均22.5%）との税率格差は約15ポイントにのぼるなど、著しく不利な状況が続いている。

他国との競争条件を揃え、企業の海外流出抑止と国内での成長投資を後押しするため、法人実効税率を早急にアジア諸国並みまで引き下げられたい。同様に、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用するため、諸外国でも廃止・見直しが進められている外形標準課税は早急に撤廃されたい。

また、中小企業の経営力強化のため、中小法人の軽減税率（現行：16.5%/平成27年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（現行：800万円以下）の引き上げを図られたい。

## **Ⅱ. 成長投資を後押しする税制措置**

### **1. 企業の活力増進に向けた設備投資の促進**

成長戦略の一環として設備投資減税の拡充が検討されていることを歓迎する。

成長分野における競争は激しく、即時償却にととまらず、大幅な税額控除や法人税額の還付など、思い切った投資促進策を講じられたい。とりわけ成長の担い手である中堅・中小企業の前向きな投資を後押しするため、多く活用されている中小企業投資促進税制について、即時償却など償却率や税額控除割合（現行：特別償却率 30%/税額控除率 7%）の大幅な引き上げはもとより、税額控除対象企業（現行：資本金 3000 万円以下）や対象設備の拡大など、制度を抜本拡充されたい。同時に、観光魅力向上に向け、ホテル・旅館の耐用年数を大幅に短縮するとともに、固定資産税負担を軽減されたい。

なお、投資減税の具体化にあたっては、適用条件を最小限に留めるなど、企業とりわけ中小企業にとって使いやすい制度とすることが重要である。一方、規制強化による投資促進策は、一層の海外流出や国内での事業活動の縮小、とりわけ体力の乏しい中小企業の経営圧迫を招きかねないため、慎重を期されたい。

他方、企業の設備投資を抑制する、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

### **2. 富を生む研究開発の促進**

資源に乏しいわが国にとって、研究開発やその成果物である知的財産こそが国力の源である。また、諸外国においても、研究開発や知的財産活用に対する税制支援策を強化している。

そこで、研究開発促進税制について、成長分野や中小企業に対する税額控除率の引き上げ、技術革新に積極的な企業を後押しする増加型・高水準型や法人税額の特別控除措置（現行：控除限度額 30%（本則 20%）/適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）の拡充・恒久化など、制度を抜本強化されたい。その際、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

加えて、民間による国内開発投資を後押しし、研究開発拠点や知的財産の国内維持を図るため、英国など欧州諸国で導入されているような、特許から生じる収益に対し幅広く軽減税率を適用する「日本版パテントボックス税制」を創設するなど、思い切った措置を講じられたい。

### **3. 起業・創業の促進（「法人版エンジェル税制」の創設など）**

産業の新陳代謝や成長力強化を図るため、リスクをとって起業・創業する個人を支援することが重要である。具体的には、「法人版エンジェル税制」の創設など、ベンチャー企業への投資を促進するとともに、会社設立時の登録免許税・印紙税や設立後 5 年間の法人課税を免除するなど、創業期の税負担を軽減されたい。

### **Ⅲ. 国家戦略特区におけるアジアトップレベルの税制優遇措置の創設**

成長戦略の大きな柱となる国家戦略特区は、わが国経済再興の起爆剤となることが期待されており、国内外からの投資を呼び込めるよう、大胆な規制緩和や税制面でのインセンティブなどを設けることが肝要である。

とりわけ今後の制度設計に際しての要となる税制優遇措置については、5年間の法人所得課税（法人税・法人事業税・法人住民税）の免税と5年以降のアジア諸国並み税率（アジア平均 22.5%）の先行適用や、登録免許税・不動産取得税・固定資産税・事業所税の減免措置を講じられたい。

同時に、特区成功のカギを握る成長・先端産業の集積促進や活力増進を図るため、増加型・高水準型の拡充など研究開発促進税制の強化や、「日本版パテントボックス税制」の先行適用、個人投資家に対する措置に準じた「法人版エンジェル税制」の創設、設備投資促進税制の拡充など、国家戦略特区にふさわしい思い切った成長支援策を講じられたい。

以 上